

○財務省告示第三百五十号

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第八号）第四条の規定による改正後の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成三十年年度の初日から平成三十年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量及び同条第一項に規定する第一項に係る協定対象外輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量及び同条第二項に規定する第二項に係る協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成三十年十二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

1 平成三十年年度の初日から平成三十年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 輸入数量

六十三万七千四百九十トン

二 第一項に係る協定対象外輸入数量

四十万六千六百六トン

2 平成三十年年度の初日から平成三十年十一月三十日までの生きている豚及び豚肉等の輸入数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 輸入数量

六十三万七千五百九トン

二 第二項に係る協定対象外輸入数量

四十万六千六百十七トン